

太田市公共物使用審査基準

第1版

制定日 平成25年10月 1日

施行日 平成26年 4月 1日

第2版

改定日 平成27年 2月20日

施行日 平成27年 4月 1日

第3版

改定日 令和 元年12月20日

施行日 令和 2年 1月 1日

< 目 次 >

公共物とは	1

公共物使用許可について	

敷地占用	2

出入口設置	2

排水管接続	3

水路改修もしくは水路整備	4

法定外道路整備	4

水道（給水）管	5

電柱、電線、埋設管、歩廊など	6

出入口設置施工基準	

落ち蓋形状でない場合	7

水路構造物の入れ替えが不可能な場合	8

転落防止構造物	8

水利組合の同意	9

水路敷地内のすりつけ	9

構造物をカットし、落ち蓋とする施工	10

落ち蓋形状である場合	10

既存出入口を拡幅	11

排水管の横断埋設	12

太田市（道路整備課）

公共物使用許可基準

(1) 公共物とは

道路整備課で取り扱う公共物とは次のとおりです。

1. 道路法の適用を受けない道路で、市の管理に属するもの
2. 河川法の適用を受けない河川で、市の管理に属するもの
3. 水路など一般公共の用に供されている土地で、市の管理に属するもの

無地番であれば「法定・法定外公共物譲与財産管理図」（道路整備課にあります）などを参照し、市の管理地であるかどうか確認してください。有地番であれば、あらかじめ登記事項証明書で所有者を確認してください。国（建設省や内務省）名義であっても譲与済であれば太田市管理として取り扱えます。

国管理、県管理、水利組合管理、追加譲与物件、協定による管理、太田市であっても別課管理など、さまざまな取り扱いがあることから、よく相談・協議を行ってください。

(2) 公共物使用許可について

水路に排水したい、法定外道路を整備・改修したいなどの場合、公共物使用工作物設置許可申請をしていただき、許可書の交付後、施工していただくこととなります。また、施工完了後には公共物使用等工事完成届を提出していただきます。

申請書は正副2部提出してください。副については、許可書を添付してお返しする分となります。

公共物は皆の財産です。個人的な利便性を求め、公共の機能が損なわれるようなものは良い工事とは言えません。道路整備課が必要と判断した場合は、地区区長や周辺の地権者、耕作者など関係者の同意を求めることがあります。

※案内図

申請地を調査・確認する際に使用できるもの。現地までの道がわかれば手書きでもよい。全ての申請書に添付してください。

※公図

法務局で取得できる地図。申請地周辺の地番や公共物の形状を確認するために使用。

原本でなく写しで良い。分筆・合筆があった場合は、最新のものを用意すること。おおむね3ヶ月以内に取得したものが望ましい。

区画整理地内であれば、仮換地証明の写しを提出すること。

全ての申請書に添付してください。

※公共物使用等工事完成届

施工完了後に提出していただきます。

完成届は1部提出です。

施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。特に施工中の写真については、地面の中に入ってしまうものを重点的に写してください。掘削の深さ、柵・側溝・埋設管の基礎、構造物結合部のすりつけ、転圧については一層ごと、現場打ちであれば配筋構造などです。

完成届提出後、道路整備課の担当者が現地を確認して、指摘事項がなければ完了となります。開発行為や事前協議案件であった場合、立会による完了検査が行われます。

※公共物使用等廃止届

廃止しようとする時に、提出していただきます。

廃止届は1部提出です。

交付された許可書の写しがあれば、添付してください。

敷地占用

原則として、法定外道路や水路敷地を一体利用する申請は認められません。

用途廃止・売払、付替等を検討してください。

出入口設置

建築基準法上の接道（出入口）を必要とする場合の許可とします。

水路敷のみが対象となります。法定外道路については許可できません。

出入口の幅については、建築基準法並びに太田市の開発許可制度の手引きによる最小幅と同様とします。ただしこれは水路改修の延長を定めるものではありません。

施工の原則として、水路構造物（T-25）は新設です。側溝の入れ替えなどを検討してください。施工の詳細については出入口設置基準（7ページから）を参照すること。

公共物と敷地の境界が曖昧になるようであれば、杭などで物理的に明示すること。

原則使用料免除。個人占用物となります。

（添付書類の例）

平面図

現況断面図と計画断面図

施工する部分・出入口とする部分の求積図

工作物自体の構造図。二次製品であれば仕様書・カタログの写しなど、現場打ちの場合

は寸法と内部（配筋）の構造など。

水利組合の管理区域であれば、その同意書の写しが必要です。

場所・占用物の内容から、構造計算書などの提出を求める場合もあります。

排水管接続

雨水については宅内浸透が原則です。

合併浄化槽の排水と、雨水はオーバーフロー分の排水のみ、流末のある水路に排水することができます。

特定の場所（藪塚本町地域など）では排水できないこともあります。

流水断面を侵すような構造物を設置することはできません。また、水路敷地に縦断で排水管を設置することは認められません。（12ページを参照ください）

掘削部は原形復旧が原則ですが、舗装厚・影響部など復旧についての一般的な基準は道路占用に準じます。

素掘り水路へ放流する場合、流水で水路の壁や底面を削ることのないように、構造物を設置し、そこへ排水管を接続していただきます。水路の形状が特殊であったり、官民境界の問題がある場合については、よく協議をしてください。

車両の通行が予想される場所への排水管理設で、排水管の土被りが300mmより浅い場合、コンクリート巻立（縦横100mm程度）で保護して下さい。

一般的な道では発生土を使用した復旧は認められませんが、耕作地に隣接した土の道の復旧については発生土が適する場合もありますので、よく協議をしてください。

使用料免除。管および附帯構造物は個人占用物となります。

（添付書類の例）

配置図

接続部の計画断面図

（水路の寸法、管の取り付け位置については可能な限り詳細に記入してください。）

占用物の延長、占用物の材質や大きさ（径など）

申請人以外が所有する土地を通るのであれば、その土地所有者の同意書。

排水管が共有名義になっている場合、申請自体を共有者全員の連名で提出してください。また、やむを得ない場合などで共有者の一部のみで申請する場合、残りの共有者の同意書を添付することで許可できる場合もあります。

水利組合の管理区域であれば、その許可書の写しが必要です。待矢場両堰土地改良区、岡登堰土地改良区、三栗谷用水土地改良区、佐波新田用水土地改良区の管理区域以外である場合、区長さんなどに管理団体が存在するのかどうか確認し、その許可を得てください。

一言に管設置といっても様々なので、審査に必要であれば区長・隣地地権者などの承諾

書を必要とする場合もあります。

水路改修もしくは水路整備

既存の水路構造物を改修したり、素掘り水路に三面側溝などの構造物を設置したり、水路の構造を何らかの方法で変化させる場合の全ての許可を含みます。また、建築基準法上の「接道」を必要としない場合の構造物設置も含みます。

流水底面、流水断面積などを保てるような水路構造物を入れてください。ただし、官民境界の問題や素掘り水路の現況などにより適した構造物は異なりますので、よく協議を行ってください。

公共物は、周辺の市民が自由に出入りできなければなりません。改修に伴って、公共物の使い勝手を損なうような計画は許可できません。また、水路管理上の土揚敷などが現地に存在する場合、可能な限り維持すること。

公共物と敷地の境界が曖昧になりがちなので、地先境界ブロックなどで物理的に明示すること。また、ブロックについては敷地内に設置すること。

側溝設置など、施工の詳細については承認工事審査基準に準拠しますが、水路の場合は車両が乗らない可能性もありますので、現地の公共物の機能に見合ったものを設置することとします。なお、溝蓋は手掛け穴が下流になるよう設置すること。

水路を現場打ち施工したり暗渠化したりする場合、よく水利権者と協議を行い、計画を立ててください。

公図上水路である場合、埋めてしまうことは原則許可できません。水路としての機能が無く、公共性が必要とされていない場合などについては用途廃止・売払、付替などについてご検討ください。

(添付書類の例)

平面図

現況断面図と計画断面図

施工する部分の求積図

工作物自体の構造図。二次製品であれば仕様書・カタログの写しなど、現場打ちの場合には寸法と内部（配筋）の構造など。

水利組合の管理区域であれば、その同意書の写しが必要です。

農業用の水路改修や、水害の恐れのある地域での整備は特に慎重に計画をたててください。審査に必要であれば区長・隣地地権者などの承諾書を必要とする場合もあります。

法定外道路整備

法定外道路（赤道、馬入れなど）の形状を変化させたり、大規模に砕石やアスファルトを敷いたりする工事など、道路形状の整備であれば全てこれに該当します。

公共物は、周辺の市民が自由に出入りできなければなりません。改修に伴って、公共物の使い勝手を損なうような計画は許可できません。

公共物と敷地の境界が曖昧になりがちなので、地先境界ブロックなどで物理的に明示すること。また、ブロックについては敷地内に設置すること。

舗装など、施工の詳細については承認工事審査基準を参考とします。

[赤道に砕石を敷く場合]

周辺の耕作地に砕石が入って迷惑をかける可能性があります。このような場合は周辺地権者および耕作者の同意を得てから、石が入らないように施工を工夫してください。

砕石が道路側溝を傷めることが想定される場合、構造物の維持補修の観点から、構造物を保護するような施工を検討すること。

[側溝の無い赤道をアスファルト舗装する場合]

側溝が無いことで雨水が溜まる道路が散見されます。そういった場合、アスファルト舗装をすることで水が浸透しなくなったり、路面排水の流れが変わるなどの恐れがあります。アスファルト舗装をする場合は、周辺地権者および耕作者、地区区長さんなど関係者の同意を得ること。併せて水が溜まらないよう構造物を設置することも検討してください。

（添付書類の例）

平面図

現況断面図と計画断面図

施工する部分の求積図

工作物自体の構造図。二次製品であれば仕様書・カタログの写しなど、現場打ちの場合は寸法と内部（配筋）の構造など。

審査に必要であれば隣地地権者などの承諾書を必要とする場合もあります。

水道（給水）管

赤道を横断したり、縦断したりする埋設が可能です。掘削部の復旧については、排水管接続と同様とします。

官民境界が決まっていない赤道に埋設する場合、周辺地権者とよく協議を行い、可能な限り官地内に収められるようにしてください。また、将来境界が決まり、管が申請人以外

の所有地を通ることが判明した際は、全て申請人が責任を負うこととします。

水路を横断する場合、原則下越しです。（これは水道部局からの、管理上の指示です。）やむを得ず上越しする場合、水道部局とよく協議を行い、その同意を得てから道路整備課と協議を行うこと。申請にあたっては、以下の点を守ること。

- ① 流水の断面を侵さない。
- ② 橋など、構造物に添架しないで独立して設置できる。
- ③ 立上部などが段差になったり勾配をつくったりして道の通行を妨げることが無い。
- ④ 橋台など、道路を支える構造物を貫かない。

水路敷の縦断方向の設置は認められません。

原則埋設です。露出させる計画の場合は、施工の内容を再検討してください。

現場の状況により適した施工は様々なので、よく現場を調査し、水道部局・道路整備課と協議を行ってください。

電柱、電線、埋設管、歩廊など

電柱、支線柱、支柱、支線の設置は原則民地内とします。ただし、新規建柱（移設、取替でない）で民地内にどうしても場所が確保できない場合、法定外道路・水路敷地への設置を許可する場合があります。この際、管理上・通行上の不具合があってはならず、あくまで許可は特別なものとします。また、地先にお住まいの方や管理者など、関係者の同意を必要とする場合もあります。個人所有の建築物へ引き込むための小柱は建柱できません。

電気通信、公共インフラなどを目的とした埋設管の基準については、原則道路占用に準拠します。それ以外の埋設物については、内容・現地の状況によりますので、よく協議を行ってください。

鉄塔敷地としての使用は、公共物の利便性を損なわない程度であれば、状況により許可できます。ただし、地域の方々も交え、十分な協議が必要です。

上空占用については架空線、架空管、歩廊などが占用の対象となります。基準については、原則道路占用に準拠します。

電柱、埋設管、架空電線など構造物を公共物内に設置する許可が出た場合は、「太田市公共物使用等に関する条例」により使用料が発生します。

その他

実際の公共物の状態は様々です。上記のどれも該当しないような審査を必要とした場合も、その都度協議を行い、判断します。

出入口設置施工基準

◎ 既存水路が落ち蓋形状でない場合の原則

既存構造物を撤去し、T-25の構造物を入れてください。

二次製品であればGPU、ボックスカルバートなど。

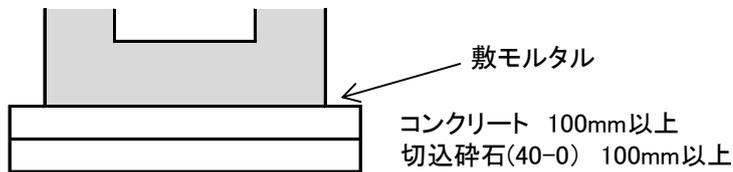
自由勾配側溝は、つなぎ目から農業用水が漏れる可能性があることから、使用する際は十分に注意すること。原則、耕作地と接している場合は使用しない。

現場打ちでは配筋を行いT-25を確保すること。

既存の流水断面を確保すること。

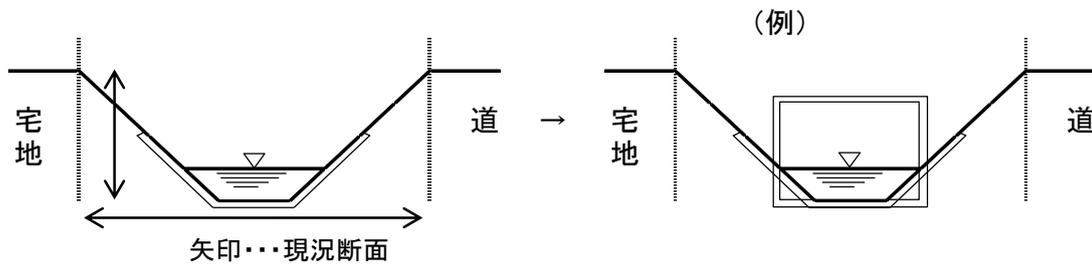
逆流しない・水が溜まらないように既存水路と敷高を合わせること。

構造物の基礎は、モルタル20、コンクリート100、砕石100以上を原則とする。

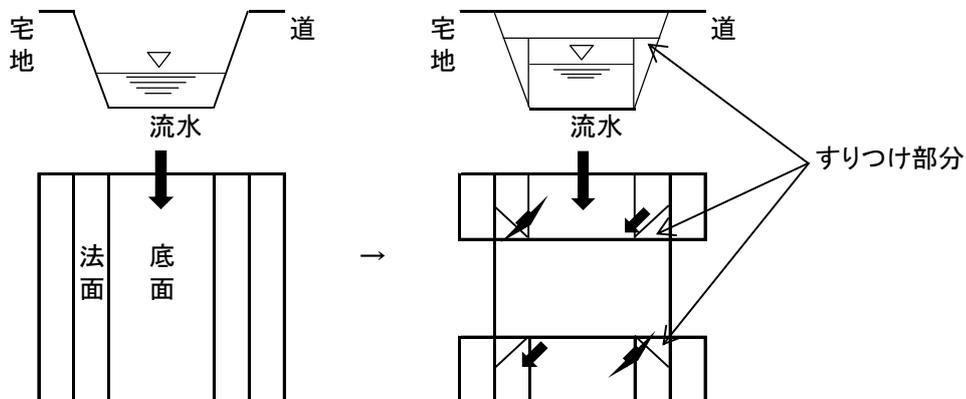


※ 農地の脇などを整備する場合、砕石より下部の基礎は良質土で置換えること。

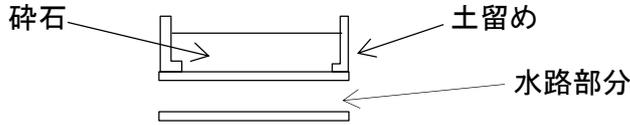
※ 広い水路にボックスカルバートなどを入れる場合、流量は上流・下流のボックスやヒュームを参考と必ずしも現況断面が流水断面とは限りません。



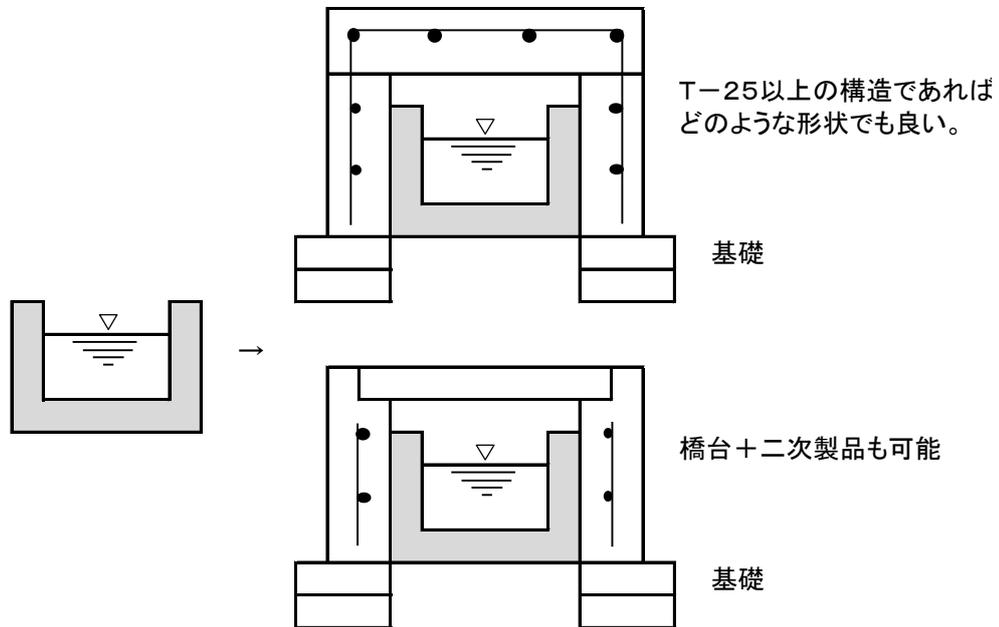
※ 接続部について、45度程度のすりつけが必要となる場合もあるので、協議を必要とする。



※ 水路構造物の上(車両通行部)を砕石で舗装する場合
石が水路内に落下することなどを防ぐため、土留めで抑えること。

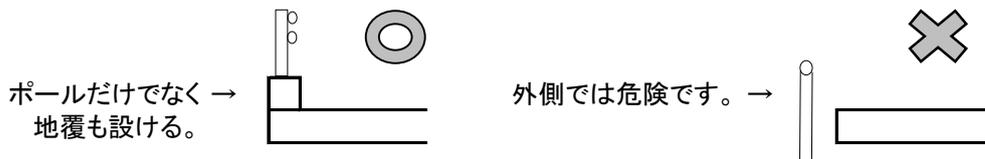


◎ 完全な水路構造物の入れ替えが不可能な場合。
上からの荷重が水路構造物に直接かからないこと。
水路構造物の外側に橋台を作り、その上に橋桁をかけること。
可能な限り、橋台は官地内に収めること。
橋台を作ることで、接続する道に著しい段差を作らないこと。



※ 著しく公共的使用が見込まれたり、規模がとて大きい場合などでは、設計者の職印付きの構造計算書を必要とする場合があります。

◎ 出入口自体に転落防止構造物を設置すること。

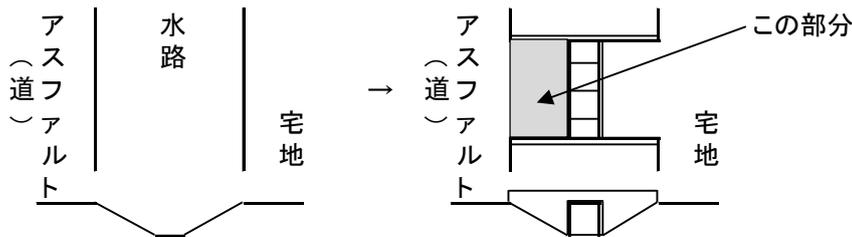


ガードレール、メッシュフェンスなど現場により様々なので、協議してください。
管理上の問題から、何かしらの方法で水路内に進入できることが望ましいので、完全に水路に進入できないような構造は許可できないことがあります。

◎蓋を入れる、現場打ちで蓋状の出入口を作る、側溝を入れ替える、ボックスカルバートを入れる水路に手を加える場合、水利組合の同意を必要とする。

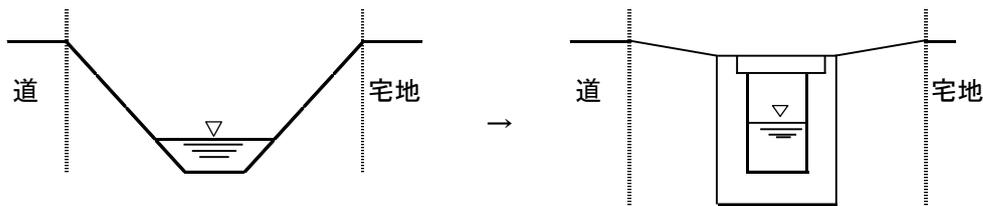
※ 待矢場両堰土地改良区、三栗谷用水土地改良区、岡登堰土地改良区、佐波新田用水土地改良区以外では、地元区長や地権者、耕作者などに、水利組合の有無を確認すること。

◎道から水路の間、水路から宅地の間については、前面道がアスファルト舗装である場合、アスファルトですりつけすることが望ましい。



※乗入部のアスファルト舗装の構成は承認工事に準じて
50(密粒アスコン13)、100(粒調碎石30-0)、150(切込碎石40-0)以上とする。

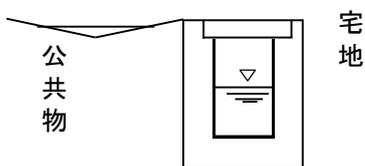
※ 横断のすりつけは、雨水の流れ、接続道路の交通、住宅の出入りを考慮すること。



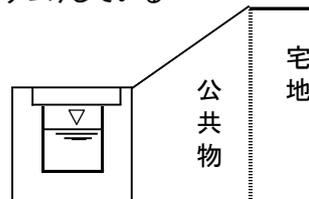
雨水がたまらないように施工すること。
水路敷地で著しい傾斜をつけないこと。

(悪い例)

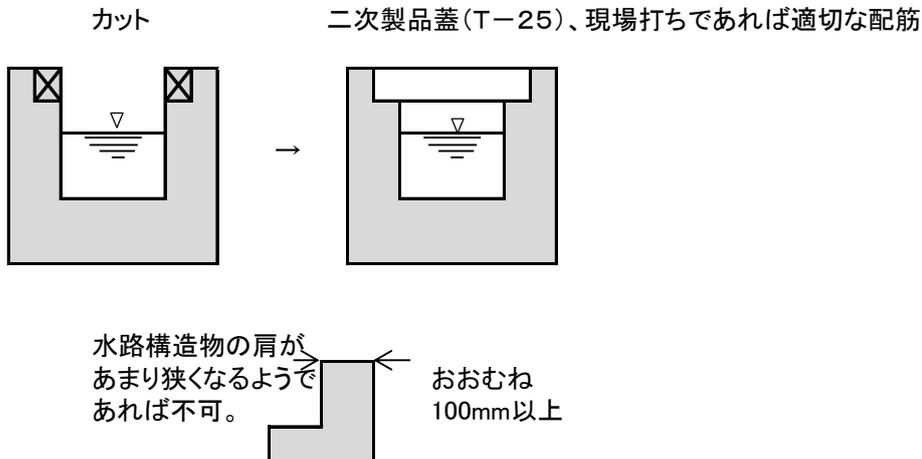
雨水が溜まって、水路に流れない。



官地内ですりつけしている

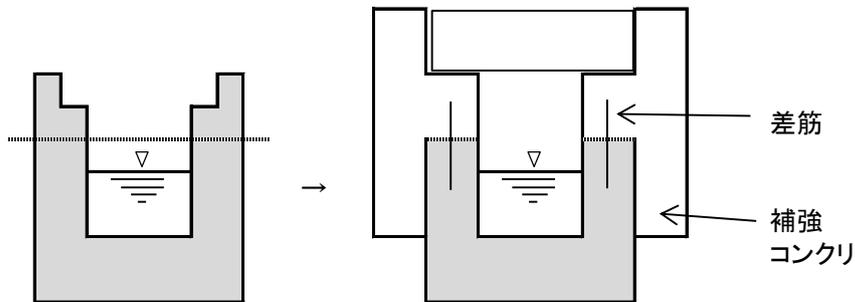


- ◎ 構造物の上部をカットして疑似落蓋側溝とする施工は、基本的に不可とする。
 十分な水路構造物の厚みがあり、傷みもなく、蓋を入れても最大水量を妨げないことが判断できる
 下記のような施工を許可できる場合もある。



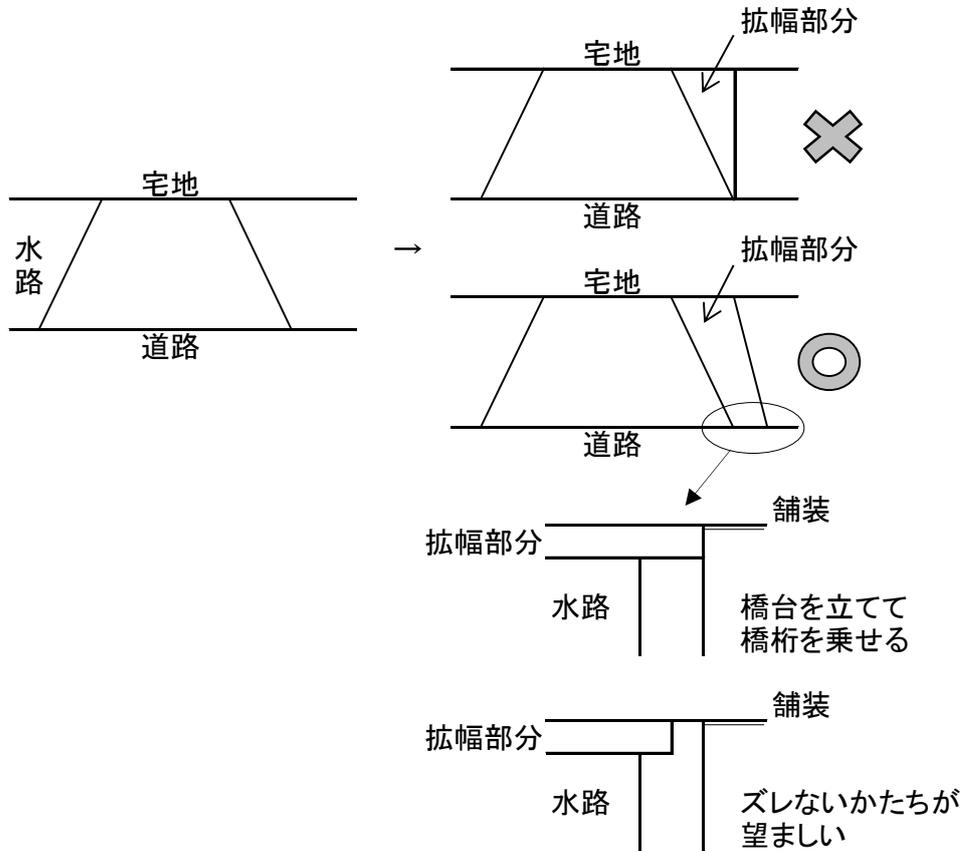
- ◎ 既存水路が落ち蓋形状である場合。
 水路構造物が傷んでいなければ、蓋かけのみで許可できます。
 蓋はT-25であれば二次製品でも現場打ちでも可能です。
 詳細は承認工事と同様とします。
 蓋の乗る場所が小さい、構造物自体にヒビが入っているなどの場合、下から入れ替えとなります。

※上部をカットし、補強を行ったうえで出入口を設置する方法については、よく協議を行ってください。



※ 既存水路の傷み具合や流水断面、既存道路との高低差、
 水路管理上の使い勝手、出入りが予想される車両などにより
 協議の内容が変わりますので注意してください。

◎既存の出入口(水路に橋)を拡幅する場合、差し筋のみは不可。水路をまたぐ適切な構造とすること。既存の橋桁に差し筋をして、さらに宅地側と道路側に橋台を立て、橋桁にかかる荷重により拡幅部分が落ちてしまわないよう作ること。



※橋台、橋桁により流水断面を侵さないこと。特に橋台をカットして橋桁を乗せる場合などはよく現場を確認して協議すること。

◎側溝の形状をしている既存の出入口を拡幅する場合、構造物の高さと水の流れる底面、流水断面積を揃えるようにして、新しい側溝を入れること。

※上流の拡幅・下流の拡幅ともに、水がうまく流れるように工夫をすること。

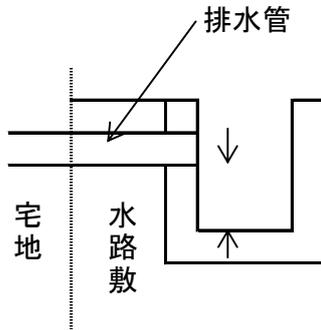
◎既存の出入口(ヒューム管)を拡幅する場合



(1)原則通り、既存水路構造物を撤去してT-25の新しい二次製品に入れ替え。

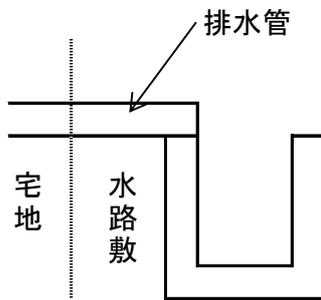
(2)水路外側から橋台を立ち上げて橋桁をわたす方法で拡幅。

◎排水管の横断埋設

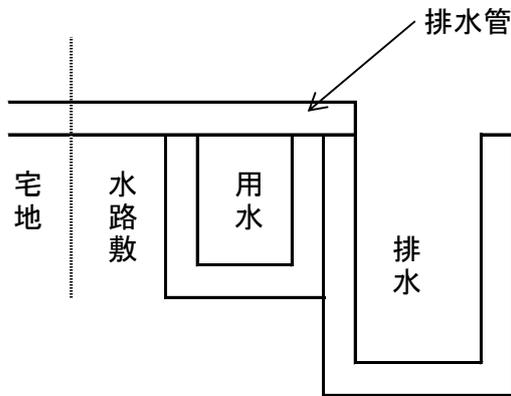
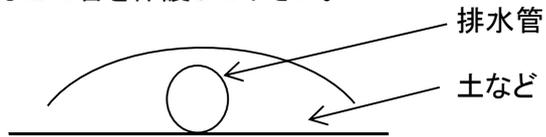


※一般的には、左図のように水路の横壁から接続する形となります。また、申請書の断面図では管の下(泥溜部)がどだけの長さがとれるか明記してください。

用水として使用されている期間、逆流の恐れがある場合は、敷地内にて対策をとってください。水路の流水断面内で弁などを設けると破損の原因となります。



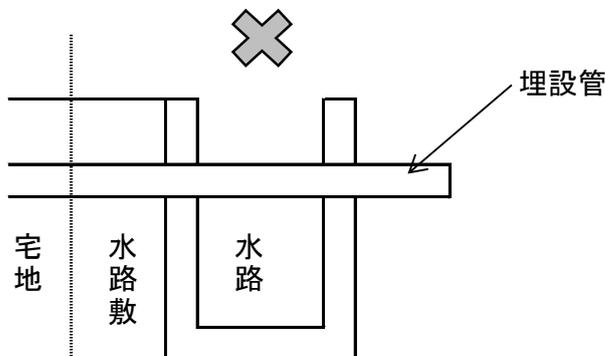
※排水管が水路敷地にむき出しになりますので、水路管理人が通行するときに破損したりつまづいたりする恐れがあります。土などで管を保護して下さい。



※用水と排水が明確に分かれている地区では、水利組合の指示で排水路へ流さなくてはならない場合があります。

用水路を跨ぐように横断しますが、許可とします。

土などで保護できる部分がある場合上記のように保護してください。



※流水断面を侵すような工作物は、一切許可できません。